

平成21年

上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

平成21年第3回定例会

第 1 号 (9月16日)

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	6
会議録署名議員指名について	6
会期決定について	6
諸般の報告	6
総務文教常任委員長 川上三男の報告	6
高橋成和の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	7
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	7
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	9
同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	9
議案第28号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について	9
議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	12
議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	12
議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	12
議案第32号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	13
議案第33号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)	17
議案第34号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	18
認定第 1号 平成20年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	19
認定第 2号 平成20年度上砂川町水道事業会計決算認定について	19
決算特別委員会設置及び付託について	21
報告第 4号 平成20年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	21
休会について	23
散会の宣告	23

第 2 号 (9月18日)

議事日程	26
会議録署名議員	26
開議の宣告	26
会議録署名議員指名について	26
一般質問	26
高橋成和	26
総務企画課長 林 智明	28

議案第28号	上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	29
議案第29号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について（原案可決）	29
議案第30号	北海道市町村総合事務組合格約の変更について（原案可決）	29
議案第31号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について（原案可決）	29
議案第32号	平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）（原案可決）	29
議案第33号	平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）（原案可決）	29
議案第34号	平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（原案可決）	29
調査第3号	所管事務調査について（許可）	31
派遣第3号	議員派遣承認について（承認）	31
追加日程について		32
議案第35号	財産の取得について（原案可決）	32
閉会の宣告		33
出席議員		34
説明のため出席した者		35
事務局職員出席者		35

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 1 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 6 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 3 2 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
9 月 1 6 日～9 月 1 8 日
3 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 閉会中における常任委員会所管
事務調査結果報告
総務文教常任委員会（川上委員
員長）
 - 3) 空知中部広域連合議会第 2 回定
例会結果報告（高橋議員）
 - 4) 例月出納検査結果報告
（6・7・8 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 3 号 固定資産評価審査委
員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
※ 同意第 3 号は即決とする。
- 第 7 議案第 2 8 号 上砂川町営住宅条例
等の一部を改正する条例制定につ
いて
- 第 8 議案第 2 9 号 北海道市町村職員退
職手当組合格約の変更について
- 第 9 議案第 3 0 号 北海道市町村総合事
務組合格約の変更について
- 第 1 0 議案第 3 1 号 北海道町村議会議員
公務災害補償等組合格約の変更につ
いて

- 第 1 1 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 2 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度上砂川
町老人保健施設事業特別会計補正予
算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
1 号）
※ 議案第 2 8 号～第 3 4 号は、提
案理由・内容説明までとする。
- 第 1 4 認定第 1 号 平成 2 0 年度上砂川
町一般会計及び特別会計決算認定に
ついて
- 第 1 5 認定第 2 号 平成 2 0 年度上砂川
町水道事業会計決算認定について
※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に
付すべき理由・内容説明・質疑ま
でとし特別委員会に付託。
- 第 1 6 決算特別委員会設置及び付託につ
いて
- 第 1 7 報告第 4 号 平成 2 0 年度上砂川
町財政健全化判断比率等の報告につ
いて

○会議録署名議員

4 番	数	馬	尚
5 番	高	橋	成 和

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただ
いまの出席議員は 9 名でございます。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成21年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、4番、数馬議員、5番、高橋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月18日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次に、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。総務文教常任委員会、川上委員長。

○総務文教常任委員長（川上三男） 総務文教常任委員会の所管事務調査について報告いたします。

調査期間ですけれども、平成21年の7月1日、1日間。

調査事項としまして、ジャパンアグリテックのシイタケ栽培、それに雇用状況調査及び中学校の大規模改修現地調査であります。

調査委員は、文教常任委員全員です。

随行員は、教育長、教育次長、総務企画課長、総務企画課参事、消防長。

説明者は、秋元中学校校長、鈴木ジャパンアグリテック北海道事業所長。

調査結果ですけれども、視察前に林総務企画課長と渡辺教育次長より調査の概要説明を受け、その後現地調査に入り、中学校校舎の状況及びジャパンアグリテックのシイタケの栽培、雇用状況について説明を受けました。

中学校校舎については、校長、教頭立ち会いのもと1階から4階まで特別教室を含めすべての教室を視察し、校舎の状況及び改修方法について確認したところでありますが、老朽化が著しく改修箇所が多岐にわたっているため、大規模改修に当たっては授業に支障が来すことのないような施工が望まれるところであります。

ジャパン社については、栽培棟A棟、B棟合わせて35万本のほだ木を培養しており、この35万本のほだ木から1日当たり1.2トン近い生シイタケが収穫され、年間400トンの生シイタケが収穫されることとなります。

また、雇用についても現在34名の雇用があり、今後はシイタケの加工品にも取り組むことから新たな雇用が創出できることとなり、今後の事業展開が期待されるところであります。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。高橋議員。

○5番（高橋成和） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成21年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成21年8月28日金曜日午前10時から、場所につきましては空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件につきましては、辞職第1号 議長の辞任について。選挙第1号 議長の選挙について。選挙第2号 副議長の選挙について。議案第9号 監査委員の選任について。議案第10号 監査委員の選任について。認定第1号 平成20年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号 平成20年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成20年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成20年度空知中部広域連合老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第5号

平成20年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。議案第8号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について。議案第1号 平成21年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）。議案第2号 平成21年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）。議案第3号 平成21年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）。議案第4号 平成21年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算（第1号）。議案第5号 平成21年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）。議案第6号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例。議案第7号 空知中部広域連合介護保険被

保険者の利用者負担金の特例に関する条例の一部を改正する条例について。議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。議案第12号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

結果でございますが、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、資料につきましては事務局のほうに保管しておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成21年の第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議などにつきましては、お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、2点について報告をしたいと思います。1点目が株式会社わたなべファームシイタケ栽培施設の増棟について、もう一点につきましては新型インフルエンザ感染防止対策本部の設置についてであります。

初めに、株式会社わたなべファームのシイタケ栽培施設増棟についてご報告をいたします。株式会社わたなべファームは、本町における生シイタケの生産が上砂川バイオ社の栽培棟8棟だけで栽培され、取引先からのシイタケの需要に対応できない状況にあったことから、当時北海道椎茸集荷センターの渡辺センター長が平成19年7月に中町

工業団地に個人で公庫などの融資を受け、シイタケ栽培施設2棟を建設し、操業した企業であります。経営が軌道に乗ったことから、経営の安定を図るために本年4月に株式会社を設立したところであります。

現在わたなべファームは、年間60トンの生シイタケを生産し、道内市場はもとより東京のイトーヨーカドーなどにも出荷しておりますが、取引先の需要に十分対応できないのが現状であります。このたび現在の栽培施設に隣接する本町工業団地に252.72平方メートルの鉄筋ドーム型ハウス1棟を建設し、年間約30トンのシイタケの収穫量を図り、年間売上額も2,000万円の増収を図ることとしており、さらに雇用につきましても需要増加に伴い、新たに5名程度の雇用創出を予定しているところであり、地域経済の活性化につながるものと思っております。また、栽培施設の増棟によりまして上砂川バイオから菌床ほだ木を年間12万本購入することとなり、関連企業への波及効果も期待されているところであります。

道内で唯一農業のない本町におきましては、現在町内のシイタケ関連企業を合わせますと年間800トンの収穫量があり、わたなべファームが栽培棟から新たに30トンのシイタケを収穫することになりますと、シイタケの収穫量が道内第1位の白老町の830トンに匹敵する収穫量となり、本町の特産品である菌床シイタケのブランド化が図れるとともに、シイタケを活用した加工品企業の誘致も期待されているところであります。

この栽培施設につきましては、8月から工事に着手いたしておりますが、10月中旬ごろの竣工を予定しておりますが、昨年企業振興促進条例の一部を改正いたしましてマイクログラス社やジャパンアグリテック社に助成した産炭地域振興センターの助成金を活用して地域振興のため支援することとし、現在振興センターに対し助成申請の手続を進めているところでありますので、関係予算につきましては振興センターの交付決定が12月ごろ

となりますので、12月定例会に補正予算を計上し、支援してまいりたいと考えているところであります。

次に、本町における新型インフルエンザ感染防止対策本部の設置についてであります。厚生労働省は、8月21日にインフルエンザの流行期に入ったとし、そのほとんどは新型と見られると発表いたしました。9月には、北海道も流行期に入ったとされ、5月に海外からの帰国者に国内初の新型インフルエンザ感染者が確認されて以来、感染者は急速に拡大し、9月下旬から10月上旬にかけて発症のピークと推測されているところであります。

滝川保健所では、国内感染が確認される直前の5月と道内発生前の6月に管内10市町や関係機関による対策連絡会議を開催いたしまして、初期の対策について協議されたことを受け、本町においても担当部局を通じ、福祉施設などを初め関係部局に注意を促すとともに、対策本部の設置について準備を進めてきたところであります。そして、7月に入りまして空知管内で初の感染者が月形町で確認されたことに始まり、17日には砂川市でも感染者が確認されたことを受け、本町では7月の連休明けの21日に社会福祉施設や学校を初め、集団感染が危惧される各施設の所管関係部局を構成員として町長を本部長とするインフルエンザ等感染防止対策本部を設け、第1回目の関係部局による対策連絡会議を開催いたしまして、随時開催できる体制の中で現在に至っているところであります。

こうした中、8月20日には町内で26歳の女性が、また25日には中学校3年生の生徒がA型インフルエンザと診断され、状況から新型と推定されたところであります。その後、町内では終息しているものの、近隣自治体での多くの感染者が発生している状況を踏まえまして、感染拡大については依然として予断を許さない状況にあるものであります。

なお、対策などの概要につきましては、本会議終了後の全員協議会において担当課長から具体的に説明させる予定であります。他自治体同様、本町でも学校を含む各施設などで使用するマスクや石けん、消毒液などについて、10月までの流行期を想定した必要量の確保を図るため、このたびの補正予算でその35万円の補正予算を計上するものでありますので、ご理解いただきたいと思ます。

最後に、今後も対策本部を有効に機能させる中で各種対策に努めてまいることと申し上げ、町長行政報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 次に、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 行政報告を申し上げます。

平成21年6月の第2回定例会以降の町内外の会議、行事等につきましては、お手元に配付しております報告書により報告をさせていただきます。

特に報告することはございませんので、以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎同意第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由、内容の説明を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案理由は、現委員の東海一男氏が平成21年11月7日で任期満了となることに伴い、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであること。

本文をご参照願いたいと思います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字上砂川30番地の4（本町北3丁目1番8号）。氏名、東海一男。生年月日、昭和23年3月17日。職業、会社員。備考、任期3年。

本件は人事案件につき、全会一致をもってご同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思ますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第28号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第28号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第28号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正

する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由は、町営住宅等における暴力団員の入居、使用の制限等を行うことにより、住民の生活の安全と良好な住環境の確保を図るため、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくようお願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第28号について内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。1、改正の理由でございます。平成19年4月に東京都の町田市の都営住宅におきまして、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受けて、全国的に公的住宅からの暴力団排除の機運が高まる中、国土交通省から公営住宅における暴力団排除についての基本方針が示され、早期対応が求められているものであります。本町におきましても住民生活の安全と快適、良好な住環境確保を図るため、砂川警察署と暴力団に関する情報提供等の協定締結をし、トラブル防止に向け、全面支援、協力をいただき対応することから、関係条例を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、3点にまとめております。1点目は、(1)でございます。新規入居の資格、同居の承認、入居の承継の承認についての規制を追加するものであります。①といたしまして、新たに入居する世帯で、いずれかが暴力団員であることが判明した場合は入居をさせないこと。②として、新たに同居者が生じても暴力団員の場合は、これを認めないこと。③として、

入居名義人が死亡等により同居者等が継承する場合も暴力団員の場合、承認しないとするものでございます。

2点目が(2)であります。既存入居者及び同居者が暴力団員であることが判明した場合は、近傍同種の家賃を課し、退去を推進し、明け渡し請求を行うことの追加でございます。

3点目は(3)でございます。警察署長の意見の聴取についての追加で、入居者及び同居者等が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聞くことができるものとしてございます。

次に、3の警察署との協定の内容でございます。1つとして、町は町営住宅の新規入居申し込みの際、入居者等が暴力団員であるか否かについて照会をし、警察署はその結果について通知をするということでございます。既存入居者につきましても同様といたしますが、暴力団員の不当行為防止等にかかわる法律の規定により女子及び18歳未満、そして70歳以上の男子については警察への照会を行わないこととするものであります。

(2)でございます。町は、暴力団員を退去させるに当たりまして、必要に応じて警察署に支援を求め、警察署はこれに協力するとの内容となっておりますが、条例可決後に協定締結をし、施行にあつては10月1日とし、町営住宅及び単身者住宅について適用するものでございます。

なお、空知管内の状況でございますが、8月末の時点で25市町のうち15市町が実施済みでございます。砂川警察署管内におきましては砂川市、浦臼町が既に条例改正及び警察署と協定締結を完了しておりまして、このたび当町、奈井江町が実施することにより砂川署管内すべての市町が完了するものでございます。

砂川警察署との協定調印につきましては、9月29日に奈井江町と合同で行いまして、その後マスコミ発表の予定としているところでございます。なお、住民への周知は町広報10月号に掲載し、周知を図ることといたしますので、ご理解を賜りた

いと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例。

第1条 上砂川町営住宅条例（平成9年上砂川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改める。

第6条に次の1号を加える。

（5）その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第12条に次の1項を加える。

2 町長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第13条に次の1項を加える。

2 町長は、前項の規定により承認を得ようとする者又は承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第37条第1項第4号中「第12条、第13条」を「第12条第1項、第13条第1項」に改める。

第39条第2項に次の1号を加える。

（4）その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第54条に次の1号を加える。

（3）その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第59条に次の1号を加える。

（4）入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

第69条を第70条とし、第68条を第69条とし、第67条を第68条とし、第66条の次に次の1条を加える。

（警察署長の意見の聴取）

第67条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が暴力団員であるかど

うかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（1）第8条第2項（第45条及び第56条において準用する場合を含む。）の規定により町営住宅の入居者を決定しようとする場合、入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族

（2）第12条第1項（第45条及び第56条において準用する場合を含む。）の承認をしようとする場合、同居させようとする者

（3）第13条第1項（第45条及び第56条において準用する場合を含む。）の承認をしようとする場合、承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族

（4）第60条第1項の規定による決定をしようとする場合、入居者及び同居者

2 町長は、町営住宅及び改良住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該住宅の入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

第2条 上砂川町単身者住宅条例（平成2年上砂川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の者は認めない。

第20条に次の1号を加える。

（6）暴力団員であることが判明したとき。

附則

この条例は、平成21年10月1日から施行し、同日以降に入居の決定、同居の承認、入居の承継の承認及び駐車場の使用の決定をするものから適用する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

す。

◎議案第29号 議案第30号 議案第31号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第8、議案第29号から日程第10、議案第31号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について、議案第30号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程をされました議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について、議案第30号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について、一括提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようよろしくお願いをいたします。

提案理由は、いずれも湧別町と上湧別町が合併すること及びこの合併に伴い、両湧別町学校給食組合が解散、離脱することにより規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第29号、第30号及び第31号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項

の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものでございます。

内容につきましては、3組合とも提案理由にございますとおり湧別町と上湧別町が合併し、湧別町となったこと、あわせましてこの合併によりまして両湧別町学校給食組合が解散、離脱するため、それぞれの規約の内容を変更整理するものでございまして、同法第290条の規定に基づき、構成する各自自治体において議決の後、おのこの組合において規約変更に関する総務大臣の許可を得るものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。最初に、議案第29号であります。北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表網走支庁管内の項中「上湧別町 湧別町」を削り、「大空町」の次に「湧別町」を加え、同表（網走）の項中「両湧別町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案の第30号であります。北海道市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）網走支庁の項中「網走支庁（26）」を「網走支庁（24）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加える。

別表第2（第3条関係）第9項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」の次に「、

湧別町」を加え、第10項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案の第31号であります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「紋別郡上湧別町」及び「紋別郡湧別町」を削り、「紋別郡雄武町」の次に「紋別郡湧別町」を加え、「両湧別町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第32号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第32号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億550万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月16日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第32号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金3,527万6,000円の追加で、2億7,511万7,000円となります。

2 項国庫補助金3,527万6,000円の追加で、2億215万8,000円となります。

14款道支出金244万円の追加で、1億1,080万1,000円となります。

2 項道補助金244万円の追加で、3,425万7,000円となります。

18款諸収入100万円の追加で、2億4,553万8,000円となります。

5 項雑入100万円の追加で、2億3,130万2,000円となります。

20款繰越金658万4,000円の追加で、2,316万3,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が4,530万円の追加で、26億550万円となります。

2、歳出、2 款総務費152万8,000円の追加で、2億9,101万6,000円となります。

1 項総務管理費152万8,000円の追加で、2億7,550万8,000円となります。

3 款民生費780万7,000円の追加で、6億2,894万7,000円となります。

1 項社会福祉費453万8,000円の追加で、5億8,674万2,000円となります。

2 項児童福祉費326万9,000円の追加で、4,166万6,000円となります。

4 款衛生費100万円の追加で、1億8,965万1,000円となります。

1 項保健衛生費100万円の追加で、7,084万1,000円となります。

5 款労働費211万円の追加で、529万5,000円となります。

1 項労働費、同額であります。

7 款商工費34万円の追加で、6,607万4,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費3,251万5,000円の追加で、2億4,430万8,000円となります。

2 項道路橋りょう費210万円の追加で、3,951万9,000円となります。

3 項住宅費3,041万5,000円の追加で、1億2,687万円となります。

歳出合計が4,530万円の追加で、26億550万円となります。

5 ページの事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費35万円の追加で、4,015万7,000円となります。需用費で、インフルエンザ対策用消耗品費の計上でありまして、マスク、消毒液等の購入費用でございます。

5 目財産管理費58万円の追加で、2,199万9,000円となります。地方公会計システム導入業務委託料の計上でございますが、配付してございます資料ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。制度の概要でございます。総務省の指針によりまして、人口3万人未満の自治体は22年度決算まで

に民間企業と同じような事業コストや資産、債務状況の把握が可能である財務4諸表、貸借対照表、行政コストの計算書、そして純資産変動計算書、資金収支計算書、これらの4つの公表が義務づけられましたことから、地方公会計システムを作成委託いたしまして、平成21年度決算から公表できるよう準備を進めるものでございます。

財務4諸表の内容につきましては、2に記載のとおりでございますが、資産評価等が求められるものでございまして、専門ソフトがなければ各指数積算ができないため、地方公会計システム作成委託料として58万円を計上するものでございます。

予算書へお戻りください。12目開町60年記念事業費59万8,000円の追加で、449万8,000円となります。このたびは、特別功労表彰に係る費用の追加でございます。

資料ナンバー3をごらんいただきたいと思っております。上砂川110年、開町60年特別功労表彰の概要でございます。町の振興発展及び町民生活向上に寄与されました方々の事績をたたえまして、例年行っております町表彰式にあわせ特別功労表彰として実施するものでございまして、11月上旬に町民センターでの開催予定となっております。

4の表彰区分でございますが、一般表彰と同様に開拓部門から社会福祉部門の5部門及び各部門にわたりまして町の振興発展に特に功績のあった方々といたしますが、表彰につきましては特別功労表彰に統一して実施するものでございます。また、金品をご寄贈いただきました方々にも感謝状等を贈呈するものでございます。

被表彰者の選考につきましては、各団体から推薦された方を候補者といたすということでございますが、現在その作業を進めておりますが、表彰審査委員会で決定するものでございまして、予算につきましては7に記載のとおり報償費で表彰盾等で40万5,000円、需用費で祝賀会経費を含め19万3,000円の合計59万8,000円の計上となるもので

ございます。

予算書へお戻りください。民生費へまいります。民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費325万8,000円の追加で、2億4,037万3,000円となります。これにつきましては、小規模福祉施設スプリンクラー整備事業補助金の計上でございますが、資料ナンバー4をごらんください。事業の経緯と目的でございます。1,000平米以下の小規模福祉施設の防火安全対策として、昨年消防関係法令が改正されまして平成21年度からスプリンクラーの設置が義務化され、既存施設にあっては平成23年度までに整備をすることとなりまして、スプリンクラーの設置に当たって国の補助を受ける場合は市町村を通して進めるものでございまして、平米当たり9,000円で100%補助となるものでございます。

対象施設でございますが、6に記載してございます。本町では、②の認知症高齢者グループホームとなる下鶴にございますグループホーム上砂川ということで定員18人、延べ床面積が362平米が対象となるということでございまして、325万8,000円の交付見込みとなるものでございます。

予算書へお戻りください。4目特別養護老人ホーム費88万円の追加で、1億2,688万8,000円となります。給湯ボイラー制御装置ほか、地下タンク油面指示計などの修繕料の計上でございます。

6目デイサービスセンター費40万円の追加で、2,193万4,000円となります。地下タンク油面指示計等の修繕料でございます。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費326万9,000円の追加で、2,883万5,000円となります。子育て応援特別手当給付事業に係る各経費でございます。

資料ナンバーの5をごらんください。国の経済危機対策としての子育て応援特別手当、21年度版の概要でございます。平成20年度に実施の内容と基本的に大きな変わりはありませんが、2でございますが、支給対象となる子が10月1日を基準日といたしまして小学校就学前3年間の子供とい

うことで、すべて対象となるというふうになるものでございます。手当の額につきましては、1人当たり3万6,000円ということで世帯主に支給でございます。5の申請受け付け期間につきましては1、2のとおりでございまして、本町での対象者は8に記載のとおり64世帯71人の見込みとなっているところでございます。予算につきましては、支給金で255万6,000円、それに事務費71万3,000円を合わせまして総額326万9,000円となりまして、全額国庫補助の対象となるものでございます。

予算書へお戻りください。衛生費へまいります。衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費28万円の追加で、5,558万4,000円となります。備品購入費で、保健業務用の薬品保管庫の更新でございます。

2目予防費72万円の追加で、971万8,000円となります。女性特有のがん検診推進事業用経費の追加でございます。

資料ナンバー6をごらんいただきたいと思えます。事業の概要でございます。全国的に検診受診率が低い子宮頸がん及び乳がん検診について、検診手帳とがん検診無料クーポン券を交付し、受診率50%を目標に実施するもので、国の100%補助事業となるものでございます。実施期間は、平成21年6月1日から22年3月31日までといたしまして、本町では6月17日に町で実施いたしました集団検診から適用としているものでございます。対象者は、平成21年4月1日現在で、子宮頸がん検診では5歳区分で20歳から40歳までの76人、乳がん検診では同じく5歳区分で40歳から60歳までの134人となるものでございます。委託機関につきましては、町が実施いたします集団検診は北海道対がん協会、そして個別検診につきましては1から3に記載の5つの医療機関でそれぞれ受診が可能となっているところでございます。交付方法は、検診手帳並びに無料クーポン券を郵送交付し、おのおのが受診をしていただくことになるものでご

ございます。予算額につきましては、検診委託料で60万円のほか、需用費と役務費等を加え72万円の計上となり、全額国庫補助の対象となるものでございます。

予算書へお戻りください。労働費でございます。労働費、労働費、1目労働諸費211万円の追加で、529万5,000円となります。国の緊急雇用対策となる遊休施設等環境整備事業経費の追加でございます。

資料ナンバーの7をごらんください。本事業につきましては、国の平成20年度の第2次補正予算により道において設置した北海道緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、進めるものでございます。平成21年度から23年までの3年間で、本町におきましては当初506万5,000円の決定を受け、4月臨時議会におきまして観光施設周辺環境整備事業として170万円を計上し、現在事業実施をしておりますが、さらに980万3,000円の追加交付が決定し、合計で1,486万8,000円となりまして、単年度にておおむね400万から500万円規模の事業確保が求められていることから、このたび遊休施設等周辺環境整備事業を追加実施するものでございます。

内容でございますが、コンベンションホールや無重力科学館、炭鉱館等の遊休施設周辺草刈りや建物内の整理、冬期間の最低限の除雪管理等を実施するもので、事業要件は3に記載のとおりでございます。100%補助となるものでございます。実施時期は、平成21年10月から22年3月までで町の直接雇用により3人を雇用し、それぞれ80日の事業量を見込むものでございます。予算につきましては、賃金で164万4,000円のほか、事業に必要な消耗品等需用費や機械借り上げ料等46万6,000円を含め210万円となるものでございます。

予算書へお戻りください。商工費、商工費、1目商工費34万円の追加で、2,762万6,000円となります。消費者行政活性化事業用経費の追加でございます。

資料ナンバー8をごらんいただきたいと思います。国の平成20年度第2次補正予算により道において基金を造成し、消費生活センターの設置ほか、消費生活相談員の養成やレベルアップ事業等に取り組む地方公共団体を支援するものでございます。事業の対象期間は、平成21年度から23年度までの3カ年となっております。対象事業につきましては1から5のとおりでございます。消費生活センター事務所の新設、改修や機材、事務用品の設置ほか、参考資料の購入を初めといたしまして消費生活相談員の資質の向上を図る各種研修旅費など幅広い事業が対象となるものでございます。本町におきましては、4に記載の事業となるものでございまして、消費生活センター機能強化事業で消耗品で5万円、備品購入、プロジェクターで19万8,000円のほか、相談員の研修旅費6万4,000円を計上し、さらに各啓発用消耗品で2万8,000円を見込んで、総額で34万円となりまして、すべて補助対象となるものでございます。

予算書へお戻りください。土木費でございます。土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費210万円の追加で、3,951万9,000円となります。ロータリー車の変速ギア等の修繕料の計上でございます。

土木費、住宅費、2目公営住宅建設費3,041万5,000円の追加で、7,506万2,000円となります。このたびの追加につきましては、国の経済危機対策にかかわります公共投資臨時交付金を受けて実施する改良住宅水洗化事業などの経費でございます。11節の需用費23万8,000円につきましては、補助事業に必要な事務費といたしまして消耗品費を計上するものでございます。

工事請負費につきましては、施工位置図を配付しておりますので、資料ナンバー9をごらんいただきたいと思います。水洗化事業で、左側ピンクの表示が改良住宅で鶉若葉台地区、53年、54年建設の5棟22戸で1,320万円の追加、右側が公営住宅で若葉台連絡線途中の56年建設1棟8戸で480

万円を追加するものでございます。

次に、資料ナンバー10をごらんいただきたいと思います。火災報知機の整備でございます。左側が鶉団地の改良住宅、52年建設13棟68戸、右側が東町地区で現在入居しております25棟80戸について、総額258万5,000円を追加するものでございます。

予算書へお戻りください。東町地区のデジタル化工事といたしまして959万2,000円の追加でございます。共同浴場裏側山頂付近にございます既設のアナログ設備を改修いたしましてデジタル化するもので、来年1月に全戸視聴可能となるよう整備をするものでございまして、総額で3,017万7,000円の計上となるものでございます。

4ページの歳入であります。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、1目民生費補助金652万7,000円の追加で、790万5,000円となります。1節社会福祉費補助金325万8,000円は、下鶉グループホームのスプリンクラー整備補助金でございます。2節子育て応援特別手当給付金事業補助金326万9,000円の計上でございます。

2目土木費補助金1,502万9,000円の追加で、2,667万3,000円となります。改良住宅、公営住宅整備3,017万7,000円にかかわります制度補助金でございます。

4目総務費補助金1,300万円の追加で、1億5,869万8,000円となります。改良住宅、公営住宅建設整備事業から2目の補助金を控除したものに對する地域活性化・公共投資臨時交付金の計上でございます。

5目衛生費補助金72万円の追加で、72万円となります。女性特有のがん検診推進事業補助金でございます。

道支出金、道補助金、5目労働費補助金210万円の追加で、380万円となりまして、緊急雇用創出推進事業補助金でございます。

6目商工費補助金34万円の追加で、1,224万円となります。消費者行政活性化事業補助金でござ

います。

諸収入、雑入、5目雑入100万円の追加で、2億3,129万8,000円となります。開町60年記念事業として8月に実施いたしました仮装盆踊り、花火大会等の町の助成金200万円に対し、北海道市町村振興協会助成金として2分の1の補助の適用となったものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金658万4,000円の追加で、2,316万3,000円となります。不足となる財源につきまして、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○議長（堀内哲夫） 会議を再開いたします。

◎議案第33号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第33号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第33号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照いただきたいと思います。平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,464万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月16日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第33号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰越金64万円の追加で、64万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が64万円の追加で、1億6,464万1,000円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費64万円の追加で、1億4,101万1,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が64万円の追加で、1億6,464万1,000円となります。

4ページの事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費64万円の追加で、1億4,101万1,000円となります。地下オイルタンクの油面指示計や生ごみ処理機などの修繕料の計上でございます。

歳入であります。2、歳入、繰越金、繰越金、1目繰越金64万円の追加で、64万円となります。426万8,000円の前年度繰越金のうち、64万円を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第34号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第34号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第34号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照いただきたいと思います。平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,345万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月16日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第34号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、5款諸収入148万円の追加で、148万2,000円となります。

2項雑入148万円の追加で、148万1,000円となります。

歳入合計が148万円の追加で、2億1,345万7,000円となります。

2、歳出、1款下水道費148万円の追加で、7,653万2,000円となります。

1項下水道整備費148万円の追加で、7,290万9,000円となります。

歳出合計が148万円の追加で、2億1,345万7,000円となります。

4ページの事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費148万円の追加で、1,122万2,000円となります。公課費で、平成20年度決算に伴う消費税及び地方消費税の確定による追加計上でございます。

歳入であります。2、歳入、諸収入、雑入、1目雑入148万円の追加で、148万1,000円となります。石狩川流域下水道組合負担金の前年度精算還付金163万3,000円のうち、148万円を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第14、認定第1号及び日程第15、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由の説明及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成20年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成20年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程されました認定第1号並びに認定第2号について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

認定第1号 平成20年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成20年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次、認定第2号 平成20年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成20年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号について提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成20年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げまして説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。平成20年度各会計当初予算につきましては、財政健全化計画に基づき経費の縮減を図りつつ限られた財源の有効かつ効率的な活用を図り、一般会計において町の重要課題であります子育て支援事業や教育振興対策に配慮した予算計上を行ったほか、国の補正予算であります地域活性化対策事業関係予算を補正予算において予算計上を行ったところ

でございます。

健全化計画の遂行に当たっては、人件費の削減措置を継続し、町長30%、副町長、教育長25%、職員で20%の削減をし、議員等の非常勤特別職の月額報酬につきましても14%から35%の削減を実施したところでございますが、職員につきましても平成21年1月から削減率を20%から15%に見直しを行ったところであります。

積立金につきましては、人件費の削減のほか普通交付税での地方再生対策費の創設などにより財政調整基金等へ2億6,000万ほどを積み立て、年度末基金残高につきましては5億1,000万円ほどとなったところでございます。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましては、町税で前年度比1,278万8,000円減の1億8,777万5,000円、地方交付税は前年度比1,309万1,000円減の15億7,952万3,000円、国庫支出金は地域活性化対策事業交付金等の増収により前年度比9,042万円増の1億7,410万3,000円となり、歳入総額で28億5,932万円の決算となっております。

歳出であります。公債費で償還終了により前年度対比1億1,501万円の減の5億8,962万2,000円、投資的経費で地域活性化対策事業のほか、テレビ中継局地上デジタル化事業や学校耐震化2次診断事業等の増加により前年度対比で6,784万6,000円増の1億383万4,000円となり、歳出総額で27億8,159万1,000円の決算で、歳入差し引きで7,772万9,000円となりまして、このうち1,736万9,000円が繰越明許費の財源でございますので、実質収支は6,036万円となるものであります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成19年度で臨時財政対策債を含め88.8%でありましたが、平成20年度では5ポイント減の83.8%まで減少したところであります。これにつきましては、健全化計画による人件費の削減や公債費の減少など行財政改革の効果により改善されたものであります。

財政力指数につきましては、過去3カ年平均で13.7%と平成19年度より1ポイント改善はされたものの自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源にゆだねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましても、例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、平成20年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

なお、平成20年度から平成20年4月に開始となりました後期高齢者医療制度に伴う後期高齢者医療特別会計決算が加わりましたので、8特別会計の決算となっております。

各会計の決算は次のとおりとなっております。各会計決算額の表でございます。一般会計では、歳入で28億5,932万円、歳出で27億8,159万1,000円となりまして、歳入歳出差し引きでは7,772万9,000円となりますが、先ほども触れましたとおり翌年度への繰り越し財源1,736万9,000円を差し引きいたしますと実質収支は6,036万円となるものでございます。また、特別会計でございますが、8つの特別会計の合計で歳入が10億2,900万7,000円で、歳出が10億2,459万7,000円となり、差し引き441万円となるものでございまして、全会計の合計では38億8,832万7,000円の歳入に対しまして38億618万8,000円の歳出で、差し引きは8,213万9,000円となったものでございます。

なお、3ページから5ページまで各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたくお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号についての内容の説明を終わります。

ここで全体を通して質疑を受けたいと思いません。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 次、日程第16、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案ありました認定第1号 平成20年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成20年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号につきましては、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります大内議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には川上総務文教委員長、副委員長には数馬総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。

また、決算特別委員会には、これらの資料を使用いたしますので、お忘れのないよう必ず持参願いたいと思います。

◎報告第4号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第17 報告第4号 平成20年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程をされました報告第4号 平成20年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成20年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして報告第4号について内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます資料ナンバー11をごらんいただきたいと思います。財政健全化判断

比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、報告をするものでございます。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率と将来負担比率の4つの財政指標から成るもので、資金不足比率にありましては地方財政法上企業会計として位置づけられる会計が対象となり、本町では下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道事業会計の3特別会計が該当となるものであります。

各比率につきましては、平成19年度より報告を行っておりますが、平成20年度からはこれらの比率が国の示す一定の基準を上回りますと早期健全化団体や財政再生団体となり、議会の承認を必要とする財政健全化計画または財政再生計画の策定が義務づけられ、自治体の財政運営は国や道の管理下に置かれるものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率でございますが、普通会計の決算における赤字の割合を示す指標で、本町の場合は一般会計、診療所会計、土地取得会計の3会計にかかわるもので、この3会計での実質収支は繰越明許費財源を除き6,036万円の黒字決算となっていることから、平成19年度同様赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結赤字比率でございますが、普通会計とそれ以外の各特別会計における赤字比率をあらわしますが、各特別会計で赤字決算をしておりませんことから、連結赤字比率についてもゼロとなっているところでございます。

実質公債費比率は、公債費等の支出にかかわる一般財源の負担割合を示すもので、平成18年度では33%、平成19年度では24.7%となっておりますが、平成20年度では発展基金からの借入金の影響が全くなくなったことに加えまして、長期債の償還終了等により公債費の償還額が減少したことから、前年度より9.8ポイント減の14.9%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、全会計の公債費残高に対する一般財源の負担額、一部事務組合の公債費残高に対する負担額、そして職員が全員退職したと仮定した場合の退職手当組合への負担額、さらには第三セクターに対する損失補償額などにより算出されるものでございまして、平成19年度では244.6%となっておりますが、平成20年度では公債費残高の減少や充当可能となります基金の保有高の増加によりまして、前年度より50.4ポイント減の194.2%となる見込みであります。

次に、資金不足比率でございますが、本町の場合、平成19年度同様下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道会計の3会計の比率が求められるものでございまして、おのおの会計ごとに20%以上となりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画と同様に議会の議決を必要とする経営改善計画の策定をしなければならないものであります。

資金不足比率の算出方法は、3特別会計ごとに異なりますが、下水道事業特別会計は決算における歳入歳出の差し引きで算出され、20年度決算では一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っておりますことから、資金不足比率はゼロとなっております。

土地開発造成事業会計は、公債費の残高と未分譲地にかかわる土地の時価評価額との差し引きで算出されるものでございまして、土地の時価評価額につきましては固定資産評価額をもって算出しており、土地の時価評価額が公債費残高を上回っているということから、資金不足比率はゼロとなるものでございます。

水道事業会計は未収金、流動資産でございますが、それと未払い金、流動負債の差し引きで算出されますが、未収金には水道料金の未納分や一般会計からの繰入金が含まれ、未払い金を上回ることから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の財政4指標及び資金不足比率につきましては、すべて国の示す基準以下となっております

が、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続き厳しい財政運営を強いられるものと見込んでございます。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告につきましては、今後国や北海道との協議により比率が変更になることもございまして、暫定値としての報告であります。

住民に対する公表につきましても昨年同様、町広報及びホームページにて行うこととしております。

なお、総務省におきましても10月上旬にこの暫定値につきまして公表を行う予定となっております。確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添えまして、本文へ入らせていただきたいと思います。

本文でございます。1、財政健全化判断比率（暫定値）。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、14.9、194.2。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、40.0、35.0。

2でございます。資金不足比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。土地開発造成事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

報告第4号 平成20年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については報告済みといたします。

す。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日17日を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、17日を休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 高 橋 成 和

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 1 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 8 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 2 8 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 2 8 号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 2 9 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 5 議案第 3 0 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 6 議案第 3 1 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 7 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 8 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 2 8 号～第 3 4 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 0 調査第 3 号 所管事務調査について
- 第 1 1 派遣第 3 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 1 2 議案第 3 5 号 財産の取得について

○会議録署名議員

4 番	数	馬	尚
5 番	高	橋	成 和

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 21 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、4 番、数馬議員、5 番、高橋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可したいと思います。

◇ 高 橋 成 和 議 員

○議長（堀内哲夫） 5 番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5 番（高橋成和） 私は、平成 21 年第 3 回定例会に当たり、通告しております地域再生プロジェクトにかかわる将来に向けた企業誘致戦略につい

てというタイトルで質問をさせていただきます。

前段で質問の趣旨を述べさせていただきますが、昨年度地域再生チャレンジ交付金を活用して移住定住促進プロジェクトを発足し、町内各団体を中心とした頑張るかみすながわサポート会議が立ち上がりました。その後、議会選出で大内議員が9月20日に東京の地で、私が10月4日に大阪の地において、ふるさと回帰フェアの会場でサポート会議のメンバーとともに町のPR活動を行いました。1年目としましては、他の自治体の取り組みや移住希望者との交流の中で多くのことを学びましたし、移住体験ツアーも行い、大変意義のある事業だと感じております。

しかし、自分自身の感想として、多くの移住希望者と実際にお話をしましたら、大半の方からは町の代表する産業は何ですか、あるいはまた雇用の場はありますかという質問が多かったように思われます。ことしで2年目になりますが、一番に感じることは人口減少の歯どめをかけるために第2段階として今後本町が重点目標として取り組むべき課題は、企業立地の促進と雇用の場の確保を視野に入れていかなければならないと考えております。

そこで、まず最初の質問でございますが、1つ確認しておきたいのですが、人口減少対策という名のもとにこのプロジェクトが発足したわけですが、移住定住対策を考えていく上で企業誘致や雇用の場の確保は地域再生プロジェクトの中で一緒に考えていかなければならないと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

現状の企業誘致については、撤退する企業もありましたが、新たに進出してきている企業もあり、不況が続く状況で我が町は大変健闘しているように思います。しかしながら、現在10社まで企業数が減少しているのも事実でございます。地域再生プロジェクトにおいて、3年目の計画に企業誘致の促進について新たに追加することはできないでしょうか。

続きまして、質問の2件目ですが、これまでの企業誘致促進については有識者を交えて会議等で検討されてきたかと思われませんが、頑張るかみすながわサポート会議と連携して新たな組織を立ち上げるか、あるいはもう一つの提案としてサポート会議の中で企業誘致戦略についてプロジェクトを発足することはできないでしょうか。

現状を見ますと、人口減少対策という趣旨のもとサポート会議は活動しておりますので、このままですと組織としての当初の目標と今後の目指すべき着地点を見失うような気がいたします。このサポート会議自体の存在価値を大切にしていく上で、新たな目的意識を持つことが今後必要かと思われまます。上砂川町ならではの企業誘致の戦略を模索していったらどうかと思います。もう一度誘致の現状と課題を精査し、企業誘致に成功している自治体や経済産業省から公開されている企業立地に頑張る市町村等を参考にしまして、行政と住民が一体となり、企業へのPR、訪問等について十分に議論し、町独自のマニュアルとプランを作成して実践していくことが今後必要だと感じております。

最後の質問になりますが、他の自治体においては実際に企業訪問を100社以上行い、PRや要望等についてきめ細かく対応し、企業の受け入れの強化を図っている自治体もございます。また、企業立地実現に向けて誘致に協力した個人あるいは法人に対し、成功報酬を支払う企業誘致成功報酬制度を創設している自治体もあるようですが、当初は大都市を中心に制度が創設されてきたようですが、近年は岩手県の岩手町が人口減少対策の一環としてこの制度を実施しており、道内においても平取町が制度設置に向け検討しているようです。こういう制度は、すぐに成果が出るのは大変難しいと思いますが、本町においても産炭地域総合発展基金や他の助成制度を活用し、実現することはできないでしょうか。

こういった制度を導入する場合、多くの負担が

想定されるのは十分承知しております。しかし、この地域の人口減少はさらに加速することが予測されており、上砂川町も一、二年後には人口4,000人を下回るのは確実とされております。現在も企業立地につきましては、北海道、経済産業局、産炭地域振興センターと連携し、企業立地推進に向けた実施計画に基づきPR活動を展開しているとは思いますが、今申し上げました上砂川町としての新たな特色ある制度、施策に取り組んでいくことで将来の人口減少対策の兆しが見えてくるのではないかと思います。

最後に、自分の思いを述べさせていただきますが、地域再生プロジェクトを通じ、町民だけではなく、この町を応援してくれている出身者や、あるいは町にゆかりのある方々にも協力を求め、意見交換や情報を共有することで既存企業の発展と新たな産業の創出、そして企業誘致の戦略にもつながっていくのかと思いますし、ぜひとも前向きにご検討いただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、高橋議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） 5番、高橋議員のご質問、地域再生プロジェクトにかかわる将来に向けた企業誘致戦略についてにお答えいたします。

ただいま高橋議員から3点についてご質問がございましたが、関連する内容でありますので、私からは質問全体に対する回答とさせていただきます。

人口減少や高齢化が著しい道内において、地域が抱えるさまざまな地域格差の是正に向けて市町村が住民などと協働して行う地域の再生への意欲的な取り組みを支援するため、道は平成19年度に地域再生チャレンジ交付金制度を創設いたしました。この制度は、地域再生に向けた長期的な取り組みの立ち上がりを支援する趣旨から、市町村が

行うソフト事業に対し最大3カ年支援されるもので、採択に当たりましては人口減少率や高齢化率、完全失業率などの条件不利基準や財政状況や行革努力などの行財政基準の点数配分によって選定されることになっております。

本町におきましては、平成20年度に移住交流事業や小学生以下医療費無料化事業、おひさまルームの開設事業、小中学校の芸術鑑賞事業などを盛り込んだ移住定住促進プロジェクトが採択され、平成22年度までの3カ年の継続事業となっており、平成20年度、平成21年度それぞれ430万円の交付を受けたところであります。

議員ご指摘の企業誘致対策につきましては、経済の活性化や人口の定着化を図る上において大変重要な課題であると認識しており、閉山後雇用の場の確保が急務であったことから企業誘致活動を積極的に展開したことにより最大31社、700名近い雇用を創出いたしました。景気の低迷などにより企業が撤退するなど、昨年9月には雇用数が260名まで落ち込んだところであります。全国的に新規企業の誘致がきわめて困難な状況のもと、雇用の場の確保と人口定住にあっては既存企業の育成助長が求められるもので、これが対策に重点を置く施策の展開により昨年のマイクログラス社の工場増設とジャパン社のシイタケ栽培の本町進出によりまして新たに70名近い雇用が創出されましたので、現在では10社17工場、330名余りまで回復し、町内の雇用環境につきましても少しずつではありますが、改善されてきているものと考えているところであります。

企業誘致活動については、従前より一朝一夕でその効果が得られるものでなく、地道な活動基盤の上に結果がついてくるものと思料するもので、そのような観点から昨年産炭地域振興センターの助成を受け、企業誘致推進調査事業を実施したところでありますが、本調査を実施するに当たって受託業者から、本町の工業団地や遊休地が小規模であるため全業種の調査は難しいとのことで対象

業種を食料品、飲料製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、精密医療器械製造業の4業種に絞り込み、560社を対象に投資意欲のある企業に対し調査したところであります。調査終了後受託業者から、食料品製造業と精密機器製造業から前向きな回答があったので、これらの企業に対し積極的に働きかけをしてほしいとの助言をいただきましたので、調査結果をもとに投資意欲のある企業に対しまして現在もコンタクトがとれるよう産炭地域振興センターの助成内容や空き工場などの情報を記載したダイレクトメールを数回にわたり発送しておりますが、昨年末に発生いたしました世界同時不況により企業そのものがリスク回避や新たな投資の抑制に走り、現在は回答が得られないなど大変難しい状況にありますが、引き続き今後の企業誘致活動に生かしていきたいと考えております。

このような状況の中、本町におきましてはマイクログラス社や京セミなど将来性のある企業も操業しており、さきに触れましたが、これが既存企業の育成助長により事業拡大を図るなどの方策も大切であり、大変重要な取り組みであると思われる、できるものから着実に足場を固め、産業基盤の確立を目指すのが肝要と考えるものであります。

町長行政報告でも町長からご報告いたしました。現在中町工業団地で操業しているわたなべファームにつきましても事業拡大を図るべく、現在隣接する本町工業団地に栽培ハウスを1棟建設しており、5名の雇用が創出されることから、この事業に対し産炭地域振興センターの助成金を活用して支援してまいりたいと考えております。

また、国の平成20年度第2次補正予算であるふるさと雇用再生特別交付金を活用して、第2回定例会で予算計上いたしましたジャパン社の特産品の開発事業につきましても現在3名を雇用し、試作品の開発研究を行い、数種類の試作品が完成しているところであり、これらが商品化されますと新たな雇用も創出されることになり、関連するシ

イタケ栽培による多角的広範な事業展開が可能となるよう大いに期待するものであります。

企業誘致につきましては、自治体単独での活動には限界があり、国や道の協力支援が不可欠でありますので、現在道のホームページに本町の空き工場や遊休地の情報を掲載しており、さらに国の企業立地促進法に基づく道央空知地域の21市町に本町が指定されたことから、国や道において指定地域を対象とした企業誘致事業も予定されておりますので、これらに積極的に参加するほか、議員から大変貴重なご意見やご提言をいただきましたので、来年度の計画に盛り込むなど今後の企業誘致対策や事業展開に反映させていきたいと考えております。企業誘致対策や人口減少対策は、本町の最重要課題でありますので、今後におきましても国や道、産炭地域振興センターなどの助成制度を有効に活用し、地域経済の活性化や雇用創出に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（高橋成和） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第28号 議案第29号 議案第30号
議案第31号 議案第32号 議案第33号
議案第34号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第3、議案第28号から日程第9、議案第34号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第28号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第32号 平成21年度上砂川

町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第33号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第34号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第10、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおり許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第3号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第11、派遣第3号 議員の派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますので、これを派遣してまいりたいと

と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に議案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第35号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第35号 財産の取得について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程をされました議案第35号 財産の取得について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、福祉バスの取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により議案第35号について内容の説明をいたします。

このたびの議案につきましては、福祉バス、ふれあい号でございますが、これを更新取得するた

め、財産の取得についてご審議くださるようお願いをするものでございます。

現在所有しております福祉バスは、平成3年に購入したバスで、購入後18年を経過し、老朽化していることから、国の緊急経済対策事業により更新するものであります。

購入いたします車両の規格は、全長8,990ミリメートル、総排気量7,545cc、240馬力の車両で乗車定員は運転手、添乗員を含め42人で、うち補助席が7席となるもので、補助席を含め全席にシートベルト装備をしているところでございます。また、乗降口につきましては乗りおりする際に車体が5センチ低くなる車体調整機能を備えており、お年寄りの方や幼児でも乗りおりが楽にできるようになっております。既存のバスとの比較では、車両全長で3メートル短く、乗車定員で15人少なくなっておりますが、近年の利用状況や維持管理面を考慮し、大型バスから中型バスに変更したものでございます。

入札につきましては、日産ディーゼル、日野自動車、いすゞ自動車販売、三菱ふそうトラック・バスの4社による指名競争入札を9月14日に行いましたが、入札を3回実施したところでございますが、いずれも予定価格を下回る入札額の提示がありませんでしたので、3回目の最低価格の入札額の提示がございました日産ディーゼル北海道販売空知支店と協議により予定価格であります1,911万円で取得することといたしました。納入期限につきましては、平成22年2月26日としております。

なお、既存の福祉バスにつきましては下取りは行わず、インターネットオークション等を利用し、売却を行う予定としておりますので、ご理解願いたいと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。財産の取得について。

次の財産を取得する。

1、取得の種類及び数量、福祉バス1台。

- 2、取得の内容、購入。
 - 3、取得金額1,911万円（消費税含む）。
 - 4、取得の相手方、砂川市空知太東1条3丁目3番24号、日産ディーゼル北海道販売株式会社空知支店支店長、川崎晃司。
 - 5、契約の方法、指名競争入札。
- 以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。
以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。
本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。
これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。
これより議案第35号について採決をいたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号 財産の取得については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしましたので、平成21年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。どうぞご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 高 橋 成 和

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.16	9.18
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	○	○
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.16	9.18
町 長	加賀谷 政 清	○	○
副 町 長	貝 田 喜 雄	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	×	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○	○
総 務 企 画 課 参 事	奥 山 光 一	○	○
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○	○
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.16	9.18
事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○